

議案第 98 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例
甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 16 号を次のように改める。

(16) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律 第 81 号）に基づく公簿の閲覧	1 件につき 300 円 住民 1 人 1 回をもって 1 件とする。
--	--

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法に基づく公簿の閲覧手数料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。